

昇降機確認申請の手引き

(令和 8 年 3 月)

江戸川区都市開発部建築指導課

表紙、目次	1
1 昇降機確認申請とは	2-3
2 申請書類	4-7
3 費用、通知書	8-9
4 関連資料	10-85
裏紙	86

1 昇降機確認申請とは

1-1 昇降機確認申請とは

エレベーター、エスカレーターなどを建築物に設ける場合は、事前にその計画について建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築確認申請書を提出して、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受ける必要があります。

1-2 確認申請が不要となる昇降機の取扱い

- ① 籠が住戸内のみを昇降するもの
 - ② 建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物（階数が3以上であるもの、延べ面積が500平方メートルを超えるもの及び高さが16メートルを超えるものを除く。）に設けるもの
- 上記①②についての取扱いは次のとおりです。

建築物の新築・増改築時に設置する場合は、建築と併願で確認申請が必要です。既存の建築物に設置する場合は、確認申請は不要ですが、建築基準関係規定に適合する必要はあります。

1-3 既存建築物における昇降機の設置等

江戸川区において、昇降機の設置等にあたり確認申請（計画通知）が必要となる工事は、次のとおりです。

- ①エレベーター
 - ・エレベーターを新設する場合
 - ・既設エレベーターを撤去・新設する場合
- （主要な支持分部（前部または1部）、かご（枠及び床版）、駆動装置（巻上機または油圧パワーユニット等）及び制御盤を

一括して取替える場合は、エレベーターを撤去・新設とみなす。)

②エスカレーター

- ・エスカレーターを新設する場合
- ・既設エスカレーターを撤去・新設する場合
(主要な支持分部(前部または1部)、駆動装置及び制御盤を一括して取替える場合は、エスカレーターを撤去・新設とみなす。)

③小荷物専用昇降機

エレベーターに準じる

確認申請が不要な既設昇降機の改修工事については、改修内容を建築基準法第12条3項(定期報告)で報告を求めています。

関連資料

[資料 01] 江戸川区建築基準法施行細則

[資料 02①] 建築基準法施行規則

[資料 02②] 建築基準法

2 申請書類

2-1 確認申請書（昇降機）

- ① 確認申請書（昇降機）（第八号様式、第一条の三、第二条の二、第三条の三関係）
- ② 委任状
- ③ 建築士免許証の写し（設計者）
- ④ 設計図書（建築基準法施行規則第2条の2、第1条の3第4項）

2-2 計画変更確認申請書（昇降機）

- ① 計画変更確認申請書（昇降機）（第九号様式、第二条の二、第三条の三関係）
- ② 委任状
- ③ 建築士免許証の写し（設計者）
- ④ 設計図書（建築基準法施行規則第2条の2、第1条の3第4項）
- ⑤ 確認済証

[④の注意事項]

- ・ 変更に係る図書のみ。変更箇所がわかるように書類作成します。

2-3 完了検査申請書

- ① 完了検査申請書（第十九号様式、第四条、第四条の四の二関係）
- ② 委任状

- ③ 昇降機工事管理状況報告書（建築物に設けるもの）（第 31 号様式、第 59 条関係）
- ④ 昇降機工事管理状況調書（別記第 5 号）

[部数]

- ・ 1 部

2 - 4 建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項の規定による計画通知書（昇降機）

- ① 建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項の規定による計画通知書（昇降機）（第四十二号の七様式、第八条の二関係）
- ② 委任状
- ③ 建築士免許証の写し（設計者）
- ④ 設計図書（建築基準法施行規則第 2 条の 2、第 1 条の 3 第 4 項）

2 - 5 建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項の規定による計画変更通知書（昇降機）

- ① 建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項の規定による計画変更通知書（昇降機）（第四十二号の八様式、第八条の二関係）
- ② 委任状
- ③ 建築士免許証の写し（設計者）
- ④ 設計図書（建築基準法施行規則第 2 条の 2、第 1 条の 3 第 4 項）
- ⑤ 確認済証

[④の注意事項]

- ・ 変更に係る図書のみ。変更箇所がわかるように書類作成します。

2-6 工事完了通知書

- ① 工事完了通知書（第四十二号の十三様式、第八条の二関係）
- ② 委任状
- ③ 昇降機工事管理状況報告書（建築物に設けるもの）（第31号様式、第59条関係）
- ④ 昇降機工事管理状況調書（別記第5号）

[部数]

- ・ 1部

2-7 確認申請取下げ届

- ① 確認申請取下げ届（第1号様式、第4条関係）
- ② 委任状

2-8 建築主等変更届

- ① 建築主等変更届（第2号様式、第5条関係）
- ② 委任状

2-9 工事監理者届

- ① 工事監理者届（第3号様式、第5条関係）
- ② 委任状

2-10 工事施工者届

- ① 工事施工者届（第4号様式、第5条関係）

- ② 委任状

2-11 工事取りやめ届

- ① 工事取りやめ届（第5号様式、第7条関係）
- ② 委任状

2-12 軽微な変更

- ① 建築基準法第12条第5項の規定に基づく軽微な変更説明書
- ② 委任状
- ③ 変更に係る図書

2-13 完了検査追加説明

- ① 建築基準法第12条第5項の規定に基づく完了検査追加説明書
- ② 説明に係る図書

2-14 備考

- ・書類提出の際は①②③④～の順で整理してください。
- ・提出部数は2部（正・副各1部）です。オンラインまたは郵送での提出が可能な申請で、申請者への副本返却が不要な場合は1部でかまいません。
- ・昇降機工事管理状況報告書（工作物で観光のためのもの）（第32号様式）、遊戯施設工事管理状況報告書（第33号様式）については区担当に相談ください。

関連資料

[資料 03] 申請様式集

[資料 04] オンライン申請フォーム集

[資料 05] 江戸川区役所第3庁舎1階窓口 建築指導課

3 費用、通知書

3-1 費用

通知書の取得には申請と区事務手数料の支払いが必要です。

① 昇降機

9,600 円（確認申請）

5,400 円（計画変更確認申請）

13,000 円（完了検査申請）

② 小荷物専用昇降機

4,300 円（確認申請）

3,300 円（計画変更確認申請）

8,600 円（完了検査申請）

③ ①②以外

9,600 円（確認申請）

5,400 円（計画変更確認申請）

13,000 円（完了検査申請）

3-2 通知書

① 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証（第五号様式）

次の申請で取得できます。

- ・ 確認申請書（昇降機）（第八号様式）
- ・ 計画変更確認申請書（昇降機）（第九号様式）

② 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証（第二十一号様式）

次の申請で取得できます。

- ・ 完了検査申請書（第十九号様式）

③ 建築基準法第 18 条第 3 項の規定による確認済証（第四十二号の三様式）

次の申請で取得できます。

- ・ 建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項の規定による計画通知書（昇降機）（第四十二号の七様式）
- ・ 建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項の規定による計画変更通知書（昇降機）（第四十二号の八様式）

④ 建築基準法第 18 条第 22 項の規定による検査済証（第四十二号の十六様式）

次の申請で取得できます。

- ・ 工事完了通知書（第四十二号の十三様式）

関連資料

[資料 06] 通知様式集

4 関連資料

資料 01	江戸川区建築基準法施行細則	11-13
02	①建築基準法施行規則 ②建築基準法	14-32 33-38
03	申請様式集	39-64
04	オンライン申請フォーム集	65-71
05	江戸川区役所第3庁舎1階3番窓口 建築指導課	72
06	通知様式集	73-85

[資料01] 江戸川区建築基準法施行細則 抜粋

平成十一年九月二十日規則第六十七号

最終改正 令和 七年 三月三十一日規則第三六号

目次

- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 定期報告等（第十三条—第十九条）
- 第三章 許可申請等（第二十条—第二十七条）
- 第四章 公聴会（第二十八条—第四十一条）
- 第五章 建築協定（第四十二条—第五十条）
- 第六章 雑則（第五十一条—第六十条）

付則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この細則は、江戸川区長（以下「区長」という。）が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。）に基づき規定すべき事項並びに区長、江戸川区建築主事（以下「建築主事」という。）及び江戸川区建築副主事（以下「建築副主事」という。）が法、令及び規則並びに法及び令に基づく条例（東京都及び江戸川区が制定した条例をいう。以下同じ。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請者が法人の場合）

第二条 法、令、規則、条例及びこの細則の規定により申請、届出、報告又は請求をする者が法人である場合は、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

第三条 削除

（確認申請等の取下げ）

第四条 法、令、規則、条例及びこの細則の規定により建築主事若しくは建築副主事又は区長に申請書を提出した者は、建築主事若しくは建築副主事又は区長が確認、許可又は認定（以下「確認等」という。）をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、第一号様式により建築主事若しくは建築副主事又は区長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第十八条第二項の規定による通知又は同条第三十八項の規定による認定の申請をした者について準用する。

（建築主等の変更）

第五条 確認等を受けた建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）で、その工事の完了前に建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）を変更しようとする者は、第二号様式により、確認済証、許可通知書又は認定通知書（以下「確認済証等」という。）の写しを添えて、完了検査申請書を提出する前に建築主事若しくは建築副主事又は区長に届け出なければならない。

2 建築主は、建築物の確認申請書を提出する場合において、工事監理者を定めていないときは当該建築物の工事に着手する三日前までに、工事監理者を変更したときは変更した日から三日以内に、第三号様式により、確認済証の写しを添えて、建築主事若しくは建築副主事に届け出なければならない。

3 建築主等は、建築物等の確認申請書を提出する場合において、工事施工者を定めていないときは当該建築物等の工事に着手する三日前までに、工事施工者を変更したときは変更した日から三日以内に、第四号様

式により、確認済証の写しを添えて、建築主事若しくは建築副主事に届け出なければならない。

4 第一項の規定は、法第十八条第二項の規定による通知又は同条第三十八項の規定による認定をした者について準用する。

5 第二項及び第三項の規定は、法第十八条第二項の規定による通知をした者について準用する。

(指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告)

第六条 法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関(以下「指定確認検査機関」という。)は、法第六条の二第一項又は第十八条第四項(法第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する確認を受けた建築物等の建築主等、工事監理者又は工事施工者の変更又は選任の届出を受けたときは、速やかに区長に報告しなければならない。

(工事の取りやめ)

第七条 確認等を受けた建築物等の建築主等は、その工事を取りやめようとするときは、第五号様式により、確認済証等を添えて、建築主事若しくは建築副主事又は区長に届け出なければならない。

2 前項の規定により添付した確認済証等は、届出を受理した日から七日以内に建築主等に返還する。

3 前二項の規定は、法第十八条第二項の規定による通知又は同条第三十八項の規定による認定に係る建築物等の工事を取りやめようとする者について準用する。

第八条及び第九条 削除

(確認申請書に添付する図書及び調書等)

第十条 建築物の確認申請書又は法第十八条第二項の規定による通知に係る建築物の計画通知書には、条例の規定に適合するものであることについて確認を受けるために別表に掲げる図書を、工場にあっては第六号様式による工場調書を添えなければならない。

2 前項の規定は、建築設備若しくは工作物の確認申請書又は法第十八条第二項の規定による通知に係る建築設備若しくは工作物の計画通知書について準用する。

3 建築物の確認の申請又は法第十八条第二項の規定による建築物の計画の通知をした後に構造計算適合性判定の申請を行った者は、遅滞なく、当該申請を行った旨を第六号様式の二により建築主事若しくは建築副主事に届け出なければならない。

(維持保全に関する準則の作成等を要する建築物の指定)

第十条の二 法第八条第二項第二号の規定により指定する建築物は、事務所その他これに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるもの(五階以上の建築物で延べ面積が二千平方メートルを超えるもののうち、三階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるものに限る。)とする。

【省略】

(完了検査申請書及び中間検査申請書に添付する書類)

第五十九条 規則第四条第一項第六号(規則第八条の二の二において準用する場合を含む。)及び規則第四条の八第一項第四号(規則第八条の二の二において準用する場合を含む。)の規定に基づき定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が二以下の建築物の申請書においては、この限りではない。

一 法第七条第一項若しくは第十八条第二十項の規定による完了検査又は法第七条の三第一項若しくは第十八条第二十八項の規定による中間検査の場合 第二十七号様式による建築工事施工結果報告書

二 法第七条の二第一項若しくは第十八条第二十三項の規定による完了検査又は法第七条の四第一項若しくは第十八条第三十二項の規定による中間検査の場合 第十七条に規定する建築工事施工計画報告書及び添付書類の写し(地階を除く三以上の階数を有する建築物で延べ面積が五百平方メートルを超えるも

のに係る完了検査又は中間検査の場合に限る。)並びに第二十七号様式による建築工事施工結果報告書
2 規則第四条第一項第六号の規定により定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 法第六条第一項及び第十八条第二項(法第八十七条の四において準用する場合を含む。)に規定する建築物に設ける建築設備(次号に掲げる昇降機を除く。)

イ 地階を除く三以上の階数を有する建築物で延べ面積が五百平方メートルを超えるもの 第二十九号様式による建築設備工事監理状況報告書(地階を除く三以上の階数を有する建築物で延べ面積五百平方メートルを超えるもの)並びに都規則第十五条の四第二項第一号イに定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書

ロ イ以外の建築物 第三十号様式による建築設備工事監理状況報告書(地階を除く三以上の階数を有する建築物で延べ面積五百平方メートルを超えるものを除く。)並びに都規則第十五条の四第二項第一号ロに定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書

二 令第二百二十九条の三第一項に掲げる昇降機 第三十一号様式による昇降機工事監理状況報告書(建築物に設けるもの)及び都規則第十五条の四第二項第二号に定める昇降機工事監理状況調書

三 令第三百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーター 第三十二号様式による昇降機工事監理状況報告書(工作物で観光のためのもの)及び都規則第十五条の四第二項第三号に定める昇降機工事監理状況調書

四 令第三百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設 第三十三号様式による遊戯施設工事監理状況報告書及び都規則第十五条の四第二項第四号に定める遊戯施設工事監理状況調書

【省略】

[資料 02①] 建築基準法施行規則 抜粋

発令 : 昭和 25 年 11 月 16 日号外建設省令第 40 号

最終改正 : 令和 7 年 11 月 21 日号外国土交通省令第 111 号

改正内容 : 令和 7 年 7 月 1 日号外国土交通省令第 80 号[令和 8 年 1 月 1 日]

【第一条】

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

【省略】

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）

イ 第一項第一号イ及びロに掲げる図書及び書類

ロ 申請に係る建築物の計画に法第八十七条の四の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物の計画に令第四百四十六条第一項第三号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類

ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) 次の表一の各項の(い)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ろ)欄に掲げる図書

(2) 次の表二の各項の(い)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ろ)欄に掲げる書類（建築主事等が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二 別記第三号様式による建築計画概要書

三 代理者によって確認の申請を行う場合にあつては、委任状又はその写し

四 申請に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合にあつては、証明書の写し

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項

【省略】

(七)	法第三十四条第一項の規定が適用される昇降機	各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置
		昇降機の構造詳細図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造
(八)	法第三十四条第二項の規定が適用される非常用の昇降機	各階平面図	非常用の昇降機の位置

【省略】

(十)	法第三十六条の規定が適用される建築設備	令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二項第一号並びに第二百二十九条の四から第二百二十九条の十一までの規定が適用されるエレベーター	各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置
			エレベーターの仕様書	エレベーターの機械室の出入口の構造
				エレベーターの機械室に通ずる階段の構造
				エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造
			床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
			エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造
				エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造
				エレベーターの釣合おもりの構造
			エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造
				非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造
				エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法
				エレベーターの制御器の構造

(い)	(ろ)	
	図書の種類	明示すべき事項

				エレベーターの安全装置の位置及び構造	
				エレベーターの安全装置の位置及び構造 乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置	
				エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあっては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離
				エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造	エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造
				エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離	エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離
				エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造
				エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によって主要な支持部分等に生ずる力
				エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度
				エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度
				エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	独立してかごを支え、又は吊(つ)ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度
				エレベーターの荷重を算出した際の計算書	エレベーターの各部の固定荷重
				エレベーターの荷重を算出した際の計算書	エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法
				エレベーターの荷重を算出した際の計算書	エレベーターのかごの床面積
令第二百二十九条の四第三項第六号又は第七号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第二百二十九条の四第三項第六号の構造計算の結果及びその算出方法				
令第二百二十九条の四第三項第六号又は第七号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第二百二十九条の四第三項第七号の構造計算の結果及びその算出方法				

(い)	(ろ)	
	図書の種類	明示すべき事項

	令第二百二十九条の三第一項第二号及び第二項第二号並びに第二百二十九条の十二の規定が適用されるエスカレーター	エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別 エレベーターの機械室の出入口に用いる材料	
		各階平面図	エスカレーターの位置	
			エスカレーターの仕様書	エスカレーターの勾配及び揚程
				エスカレーターの踏段の定格速度
		エスカレーターの構造詳細図	保守点検の内容	
			通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置	
			エスカレーターの踏段の構造	
			エスカレーターの取付け部分の構造方法	
			エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造	
			エスカレーターの制動装置の構造	
			昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造	
		エスカレーターの断面図	エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造	
			エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部及び中心までの水平距離	
		エスカレーター強度検証法により検証した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によって主要な支持部分等に生ずる力	
			主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度	
			主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度	
			独立して踏段を支え、又は吊(つ)ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度	
		エスカレーターの荷重を算出した際の計算書	エスカレーターの各部の固定荷重	
			エスカレーターの踏段の積載荷重及びその算出方法	
			エスカレーターの踏段面の水平投影面積	

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項

		令第二百二十九条の三第一項第三号及び第二項第三号並びに第二百二十九条の十三の規定が適用される小荷物専用昇降機	各階平面図	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置
			小荷物専用昇降機の構造詳細図	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造
小荷物専用昇降機の使用材料表	小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構造			
			かごの構造	
		第二百二十九条の十三の二及び第二百二十九条の十三の三の規定が適用される非常用エレベーター	各階平面図	非常用エレベーターの配置
				高さ三十一メートルを超える建築物の部分の階の用途
				非常用エレベーターの乗降ロビーの位置
				バルコニーの位置
				非常用の乗降ロビーの出入口（特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）に設ける特定防火設備
				非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁（窓若しくは排煙設備又は出入口を除く。）の構造
				予備電源を有する照明設備の位置
				屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できる非常用エレベーターの乗降ロビーの部分
				非常用エレベーターの積載量及び最大定員
				非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する位置
非常用エレベーターを非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものの位置				

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項

				非常用エレベーターの昇降路の床及び壁（乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。）の構造	
				避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第百二十九条の十三の三第三項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員四メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の位置	
				避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第百二十九条の十三の三第三項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員四メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の一に至る歩行距離	
				床面積求積図	非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
				二面以上の断面図	建築物の高さが三十一メートルとなる位置
				エレベーターの仕様書	非常用エレベーターのかごの積載量
				エレベーターの構造詳細図	非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法
					非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の位置
					非常用エレベーターのかご内と中央管理室とを連絡する電話装置の位置
					非常用エレベーターのかごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置及び予備電源の位置
非常用エレベーターの予備電源の位置					

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項

			エレベーターの使用材料表	非常用エレベーターの乗降ロビーの室内に面する部分の仕上げ及び下地に用いる材料の種別
			令第百二十九条の十三の三第十三項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百二十九条の十三の三第十三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

【省略】

5 第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物 法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、当該認定型式の認定書の写し及び申請に係る建築物が当該認定型式に適合する建築物の部分の有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるもの）を添えたものにおいて、次の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物 次の表二の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、同表の(は)欄に掲げる図書については同表の(に)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三 法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（第三条第四項第二号を除き、以下単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにおいて、次の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄及び(は)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(に)欄に掲げる図書については同表の(ほ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
--	-----	-----	-----	-----	-----

【省略】

(九)	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のものを有する建築物	第一項の表四の(十七)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(十五)項、(十六)項、(十七)項及び(十八)項の(ろ)欄に掲げる図書	前項の表一の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第三百三十六条の二の十一第二号の(八)項に掲げる規定が適用されるエレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のものに係る図書（各階平面図及び前項の表一の(九)項の(ろ)欄に掲げるエレベーターの構造詳細図を除く。）	前項の表一の(十)項の(ろ)欄に掲げるエレベーターの構造詳細図	昇降路の構造以外の事項
(十)	エスカレーターを有する建築物	第一項の表四の(十七)項の(ろ)欄に掲げる図書、前項の表一の(十)項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書並びに前項の表二の(二十)項及び(二十一)項の(ろ)欄に掲げる図書	前項の表一の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第三百三十六条の二の十一第二号の(九)項に掲げる規定が適用されるエスカレーターに係る図書（各階平面図を除く。）		

【省略】

6 第一項の表一及び表二並びに第四項の表一の各項に掲げる図書に明示すべき事項をこれらの表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を第一項又は第四項の申請書に添える場合においては、第一項又は第四項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を第一項又は第四項の申請書に添えることを要しない。

7 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項又は

第四項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

8 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事等に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第一面が別記第四号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

9 申請に係る建築物の計画が全体計画認定又は全体計画変更認定を受けたものである場合において、前各項の規定により申請書に添えるべき図書及び書類と当該建築物が受けた全体計画認定又は全体計画変更認定に要した図書及び書類の内容が同一であるときは、申請書にその旨を記載した上で、当該申請書に添えるべき図書及び書類のうち当該内容が同一であるものについては、申請書の正本一通及び副本一通に添えることを要しない。

10 前各項の規定にかかわらず、増築又は改築後において、増築又は改築に係る部分とそれ以外の部分とがエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接するものとなる建築物の計画のうち、増築又は改築に係る部分以外の部分の計画が増築又は改築後においても令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合することが明らかなものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この項及び第三条の七第四項において「構造計算基準に適合する部分の計画」という。）に係る確認の申請において、当該申請に係る建築物の直前の確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。次項において「直前の確認に要した図書及び書類」という。）並びに当該建築物に係る検査済証の写しを確認の申請書に添えた場合にあつては、第一項第一号ロ(2)に掲げる図書及び書類（構造計算基準に適合する部分の計画に係るものに限る。）を添えることを要しない。

11 前項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認）を受けた建築主事等に対して行う場合においては、当該建築主事等が直前の確認に要した図書及び書類を有していないことその他の理由により提出を求める場合を除き、当該図書及び書類を添えることを要しない。

【第二条】

(確認済証等の様式等)

第二条 法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第八条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）を添えて行うものとする。

2 法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 申請に係る建築物の計画が特定増改築構造計算基準（令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。第三条の九第二項第一号、第三条の十一第二項第一号並びに第八条の二第二項第一号及び第三項第一号において同じ。）に適合するかどうかの審査をする場合

二 申請に係る建築物（法第六条第一項第二号に掲げる建築物に限る。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合において、第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定による電磁的記録媒体の提出がなかつた場合

三 申請に係る建築物（法第六条第一項第二号に掲げる建築物を除く。）の計画が令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

四 申請に係る建築物の計画が令第八十一条第三項に規定する基準に従った構造計算で、法第二十条第一項第三号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有するかどうかを審査する場合

五 法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第十一号において同じ。）の提出がなかつた場合

3 法第六条第六項の規定による同条第四項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記第五号の二様式により行うものとする。

4 法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類を添えて行うものとする。

5 法第六条第七項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第七号様式により行うものとする。

(建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式)

第二条の二 法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第八号様式(昇降機用)又は同様式(昇降機以外の建築設備用)による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)

イ 次の表の各項に掲げる図書

ロ 申請に係る建築設備が次の(1)から(4)までに掲げる建築設備である場合にあっては、それぞれ当該(1)から(4)までに定める図書及び書類

(1) 第一条の三第四項の表一の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ロ)欄に掲げる図書

(2) 第一条の三第四項の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ロ)欄に掲げる書類
(建築主事等が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

(3) 法第三十七条の規定が適用される建築設備 第一条の三第一項の表二の(十八)項の(ロ)欄に掲げる図書

(4) 法第三十七条第二号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築設備 法第三十七条第二号に係る認定書の写し

二 代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、委任状又はその写し

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築設備を含む建築物と他の建築物との別
	擁壁の設置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差又は申請に係る建築物の各部分の高さ
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	下水管、下水溝又はためますその他これに類する施設の位置及び排出又は処理経路
各階平面図	縮尺及び方位
	間取、各室の用途及び床面積
	壁及び筋かいの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築設備の計画に係る確認の申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 認定型式に適合する建築設備 認定型式の認定書の写しを添えたもの(イ)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 認証型式部材等を有する建築設備 認証型式部材等に係る認証書の写しを添えたものにあつては、次の表の(い)欄に掲げる建築設備の区分に応じ、同表の(ろ)欄及び(は)欄に掲げる図書についてはこれらを添えることを要せず、同表の(に)欄に掲げる図書については同表の(ほ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
【省略】					
(五)	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	第一条の三第四項の表一の(十)項に掲げるエレベーター強度検証法により検証をした際の計算書、同項の表二の(十五)項、(十六)項、(十七)項及び(十八)項の(ろ)欄に掲げる図書並びに前項第一号ロ(4)に掲げる書類	第一条の三第四項の表一の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第三百三十六條の二の十一第二号の(八)項に掲げる規定が適用されるエレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のものに係るものに係る図書（各階平面図及び第一条の三第四項の表一の(十)項の(ろ)欄に掲げるエレベーターの構造詳細図を除く。）	第一条の三第四項の表一の(十)項の(ろ)欄に掲げるエレベーターの構造詳細図	昇降路の構造以外の事項
(六)	エスカレーター	第一条の三第四項の表一の(十)項に掲げるエスカレーター強度検証法により検証をした際の計算書、同項の表二の(二十)項及び(二十一)項の(ろ)欄に掲げる図書並びに前項第一号ロ(4)に掲げる書類	第一条の三第四項の表一の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第三百三十六條の二の十一第二号の(九)項に掲げる規定が適用されるエスカレーターに係る図書（各階平面図を除く。）		

【省略】

3 第一項の表一の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を同項の申請書に添える場合においては、同項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を第一項の申請書に添えることを要しない。

4 特定行政庁は、申請に係る建築設備が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、確認を受けた建築設備の計画の変更の場合における確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類は、前各項に規定する申請書並びにその添付図書及び添付書類並びに当該計画の変更に係る直前の確認に要した図書及び書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の確認を受けた建築主事等に対して申請を行う場合においては、変更に係る部分の申請書（第一面が別記第九号様式によるものをいう。）並びにその添付図書及び添付書類とする。

6 前条第一項の規定は法第八十七条の四において準用する法第六条第四項の規定による交付について、前条第四項及び第五項の規定は法第八十七条の四において準用する法第六条第七項の規定による交付について準用する。この場合において、前条第一項中「法第六条第四項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第四項」と、「第一条の三」とあるのは「次条」と、「添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同令第八条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。）」とあるのは「添付書類」と、同条第四項中「法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第七項」と、「第一条の三」とあるのは「次条」と、「添付書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条に規定する書類」とあるのは「添付書類」と、同条第五項中「法第六条第七項」とあるのは「法第八十七条の四において準用する法第六条第七項」と読み替えるものとする。

【第三条】

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

【省略】

十五 開口部の位置及び大きさの変更(次のイ又はロに掲げるものを除く。)

イ 令百十七条の規定により令第五章第二節の規定の適用を受ける建築物の開口部に係る変更で次の(1)及び(2)に掲げるもの

(1) 当該変更により令百二十条第一項又は令百二十五条第一項の歩行距離が長くなるもの

(2) 令百二十三条第一項の屋内に設ける避難階段、同条第二項の屋外に設ける避難階段又は同条第三項の特別避難階段に係る開口部に係るもの

ロ 令百二十六条の六の非常用の進入口に係る変更で、進入口の間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ並びに進入口に設けるバルコニーに係る令百二十六条の七第二号、第三号及び第五号に規定する値の範囲を超えることとなるもの

十六 建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)

十七 前各号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

2 法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一 第一条の三第四項の表一の(七)項の昇降機の構造詳細図並びに同表の(十)項のエレベーターの構造詳細図、エスカレーターの断面図及び小荷物専用昇降機の構造詳細図における構造又は材料並びに同表の昇降機以外の建築設備の構造詳細図における主要な部分の構造又は材料において、耐火構造又は不燃材料を他の耐火構造又は不燃材料とする変更

二 建築設備の材料、位置又は能力の変更(性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。)

三 前二号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

【省略】

【第四条】

(完了検査申請書の様式)

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認に要した図書及び書類を含む。第四条の八第一項第一号並びに第四条の十六第一項及び第二項において同じ。）

二 法第七条の五の適用を受けようとする場合にあっては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（特定工程に係る建築物にあっては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）

三 都市緑地法第四十三条第一項の認定を受けた場合にあっては当該認定に係る認定書の写し

四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十条第一項の規定が適用される場合にあっては、次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに定める図書及び書類

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十一条第一項（同法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合 当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同法第十一条第二項（同法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による判定を受けた場合にあっては当該判定に要した図書及び書類を含む。）

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第二号の規定が適用される場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価に要した図書及び書類（建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第二号、第三条第四項又は第四条第二項の規定が適用される場合であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第三号に規定する建設住宅性能評価のための検査を受けた場合 同令第六条第七項に規定する検査報告書又はその写し

ニ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第二条第一項第三号の規定が適用される場合 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項の認定（同法第八条第一項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第一項の確認に要した図書及び書類（建築物のエネルギー消費性能に係るものに限る。）

ホ 次の(1)から(3)までに掲げる場合 当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条第一号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十六条第三項の規定による認定に要した図書及び書類

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条第二号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十条第一項の規定による認定に要した図書及び書類

類（同法第三十一条第一項の規定による認定を受けた場合にあっては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第八条第三号に掲げる場合 都市の低炭素化の促進に関する法律第十条第一項又は同法第五十四条第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第十一条第一項又は同法第五十五条第一項の規定による認定を受けた場合にあっては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

五 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第三条の二に該当する軽微な変更が生じた場合にあっては、当該変更の内容を記載した書類

六 その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類

七 代理者によって検査の申請を行う場合にあっては、委任状又はその写し

2 法第七条第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。第四条の八第二項並びに第四条の十六第一項及び第二項において「直前の確認」という。）を受けた建築主事等に対して行う場合の完了検査申請書にあっては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

（用途変更に関する工事完了届の様式等）

第四条の二 法第八十七条第一項において読み替えて準用する法第七条第一項の規定による届出は、別記第二十号様式によるものとする。

2 前項の規定による届出は、法第八十七条第一項において準用する法第六条第一項の規定による工事が完了した日から四日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない。ただし、届出をしなかったことについて災害その他の事由によるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（申請できないやむを得ない理由）

第四条の三 法第七条第二項ただし書（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び法第七条の三第二項ただし書（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。

（検査済証を交付できない旨の通知）

第四条の三の二 法第七条第四項に規定する検査実施者は、同項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査をした場合において、検査済証を交付できないと認めるときは、当該建築主に対して、その旨及びその理由を通知しなければならない。

2 前項の規定による交付できない旨及びその理由の通知は、別記第二十号の二様式による。

（検査済証の様式）

第四条の四 法第七条第五項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付は、別記第二十一号様式による検査済証に、第四条第一項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあっては当該図書及び書類を添えて行うものとする。

【第八条】

(国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知等)

第八条の二 法第十八条第五項ただし書の国土交通省令で定める要件は、特定建築基準適合判定資格者であることとする。

【省略】

(準用)

第八条の二の二 第一条の三及び第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第二条（第二項を除く。）、第三条の三第四項、第三条の四第一項、第三条の六から第三条の八まで、第三条の九（第二項を除く。）、第三条の十二、第三条の十三第二項、第四条（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の三の二、第四条の四、第四条の五の二、第四条の八（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の九、第四条の十二の二、第四条の十六並びに第四条の十六の三の規定は、法第十八条の規定による国の機関の長等による建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の三の見出し（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認申請書	通知書
-----------------------------------	-------	-----

【省略】

第一条の三第四項	法第六条第一項の規定による確認の申請	法第十八条第二項の規定による通知
第一条の三第四項第一号ロ（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	別記第八号様式	別記第四十二号の七様式

【省略】

第四条	法第七条第一項	法第十八条第二十項
第四条第一項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	別記第十九号様式	別記第四十二号の十三様式
第四条第一項及び第四条の八第一項	検査の申請書	通知に係る通知書

【省略】

(国の機関の長等による建築設備に関する通知等)

第八条の二の五 第二条の二（第六項を除く。）、同条第六項において読み替えて準用する第二条第一項、第四項及び第五項並びに第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条の二（第四項及び第六項を除く。）の規定は、法第八十七条の四において準用する法第十八条の規定による国の機関の長等による建築設備に係る建築主事等又は指定確認検査機関に対する通知その他の手続に

ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の二の見出し（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認申請書	通知書
第二条の二第一項	法第六条第一項	法第十八条第二項
第二条の二第一項（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認の申請書	通知に係る通知書
第二条の二第一項第一号（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	別記第八号様式	別記第四十二号の七様式
第二条の二第一項第一号ロ及び同項の表（これらの規定を第三条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第四項	申請に	通知に
第二条の二第一項第二号（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認の申請	通知
第二条の二第二項及び第五項（これらの規定を第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認の申請書	通知書
第二条の二第三項（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第二条の二第六項において準用する第二条第一項及び第四項	申請書	通知書
第二条の二第四項及び第五項（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	確認を	審査を
第二条の二第五項（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）	規定する申請書	規定する通知書
	確認に	審査に
	申請を	通知を
	部分の申請書	部分の通知書
	別記第九号様式	別記第四十二号の八様式
第二条の二第六項において読み替えて準用する第二条第一項	法第六条第四項	法第十八条第三項
	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式
第二条の二第六項において準用する第二条第四項	別記第六号様式	別記第四十二号の五様式

第二条の二第六項において読み替えて準用する第二条第四項及び第五項	法第六条第七項	法第十八条第十五項
第二条の二第六項において準用する第二条第五項	別記第七号様式	別記第四十二号の六様式
第三条の三第二項において読み替えて準用する第二条の二第一項	法第六条の二第一項	法第十八条第四項

2 前項において読み替えて準用する第二条の二第四項の規定に基づき特定行政庁が規則で法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項の規定による通知に係る通知書に添えるべき図書を定めた場合にあつては、前項の規定による通知書に当該図書を添えるものとする。

【資料 02②】 建築基準法 抜粋

発令 : 昭和25年5月24日法律第201号

最終改正 : 令和7年5月16日号外法律第35号

改正内容 : 令和7年5月16日号外法律第35号[令和7年12月1日]

【省略】

【第六条】

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認（建築副主事の確認にあっては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号又は第二号に規定する規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

二 前号に掲げる建築物を除くほか、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物

三 前二号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。

3 建築主事等は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。

一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。

二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。

三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行った場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。

4 建築主事等は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号又は第二号に係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第三号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

5 建築主事等は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。

6 建築主事等は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項本文に規定する特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限り。）において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

7 建築主事等は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。

8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の様替の工事は、することができない。

9 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第六項及び第七項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

【省略】

【第七条】

（建築物に関する完了検査）

第七条 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査（建築副主事の検査にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。第七条の三第一項において同じ。）を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、第六条第一項の規定による工事が完了した日から四日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかったことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない。

4 建築主事等が第一項の規定による申請を受理した場合には、建築主事等又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下この章において「検査実施者」という。）は、その申請を受理した日から七日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

5 検査実施者は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

【省略】

（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）

第七条の六 第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物を新築する場合又はこれらの建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替の工事で、廊下、階段、出入口その他の避難施設、消火栓、スプリンクラーその他の消火設備、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機若しくは防火区画で政令で定めるものに関する工事（政令で定める軽易な工事を除く。以下この項、第十八条第三十八項及び第九十条の三において「避難施設等に関する工事」という。）を含むものをする場合においては、当該建築物の建築主は、第七条第五項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該新築に係る建築物又は当該避難施設等に関する工事に係る建築物若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。

一 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めるとき。

二 建築主事等（当該建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部分に該当する場合にあっては、建築主事）又は第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めるとき。

三 第七条第一項の規定による申請が受理された日（第七条の二第一項の規定による指定を受けた者が同項の規定による検査の引受けを行った場合にあっては、当該検査の引受けに係る工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日）から七日を経過したとき。

2 前項第一号及び第二号の規定による認定の申請の手續に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第一項第二号の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、仮使用認定報告書を作成し、同号の規定による認定をした建築物に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

4 特定行政庁は、前項の規定による仮使用認定報告書の提出を受けた場合において、第一項第二号の規定による認定を受けた建築物が同号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるとき

は、当該建築物の建築主及び当該認定を行った第七条の二第一項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該認定は、その効力を失う。

【省略】

【第十二条】

(報告、検査等)

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物(以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。)を除く。)及び当該政令で定めるものの以外の特定建築物(同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。)で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物を除く。)の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。)は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者(次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。)にその状況の調査(これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備(以下「建築設備等」という。)についての第三項の検査を除く。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

【省略】

5 特定行政庁、建築主事等又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築設備その他の建築物の部分(以下「建築材料等」という。)の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査(以下「建築物に関する調査」という。)の状況に関する報告を求めることができる。

- 一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者
- 二 第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関
- 三 第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関

【省略】

【第十八条】

(国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例)

第十八条 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物及び建築物の敷地については、第六条から第七条の六まで、第九条から第九条の三まで、第十条及び第九十条の二の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第四十一項までの規定に定めるところによる。

2 第六条第一項の規定によって建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物の建築主が国、都道府県又は建築主事を置く市町村である場合においては、当該国の機関の長等は、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事等（当該計画が大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事）に通知しなければならない。ただし、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合（当該増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合に限る。）においては、この限りでない。

3 建築主事等は、前項の通知を受けた場合においては、第六条第四項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定（第六条の四第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあっては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定。以下この項、次項、第十五項、第十六項及び第十九項において同じ。）に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めたときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。

【省略】

【第三十四条】

（昇降機）

第三十四条 建築物に設ける昇降機は、安全な構造で、かつ、その昇降路の周壁及び開口部は、防火上支障がない構造でなければならない。

2 高さ三十一メートルをこえる建築物（政令で定めるものを除く。）には、非常用の昇降機を設けなければならない。

【第八十七条】

（建築設備への準用）

第八十七条の四 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける場合においては、同項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第六条（第三項、第五項及び第六項を除く。）、第六条の二（第三項を除く。）、第六条の四（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条から第七条の四まで、第七条の五（第六条の四第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条の六、第十八条（第五項から第十四項まで及び第四十一項を除く。）及び第八十九条から第九十条の三までの規定を準用する。この場合において、第六条第四項中「同項第一号又は第二号に係るもの」にあってはその受理した日から三十五日以内に、同項第三号に係るもの」にあってはその受理した日から七日以内に」とあるのは、「その受理した日から七日以内に」と読み替えるものとする。

【建築基準法施行令第百四十六条】

(確認等を要する建築設備)

第百四十六条 法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定により政令で指定する建築設備は、次に掲げるものとする。

- 一 エレベーター（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）及びエスカレーター
 - 二 小荷物専用昇降機（昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
 - 三 法第十二条第三項の規定により特定行政庁が指定する建築設備（尿(し)尿浄化槽及び合併処理浄化槽を除く。）
- 2 第七章の八の規定は、前項各号に掲げる建築設備について準用する。

[資料03] 申請様式集（昇降機確認申請）

番号	書類名称	様式名称	規定	申請 手数料 有無	備考
010	確認申請書（昇降機）	第八号様式（第一条の三、第二条の二、第三条の三関係）	建築基 法規則	申請 手数料 有	【通知あり】
020	計画変更確認申請書（昇降機）	第九号様式（第二条の二、第三条の三関係）	建築基 法規則	申請 手数料 有	【通知あり】
030	完了検査申請書	第十九号様式（第四条、第四条の四の二関係）	建築基 法規則	申請 手数料 有	【通知あり】
031	昇降機工事管理状況報告書（建築物に設けるもの）	第31号様式（第59条関係）	建築基 区細則		[添付書類]
032	昇降機工事管理状況調査書	別記第5号	建築基 都規則		[添付書類]
040	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による計画通知書（昇降機）	第四十二号の七様式（第八条の二関係）	建築基 法規則	申請 手数料 有	【通知あり】 ※計画通知
050	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による計画変更通知書（昇降機）	第四十二号の八様式（第八条の二関係）	建築基 法規則	申請 手数料 有	【通知あり】 ※計画通知
060	工事完了通知書	第四十二号の十三様式（第八条の二関係）	建築基 法規則	申請 手数料 有	【通知あり】 ※計画通知
070	確認申請取下げ届	第1号様式（第4条関係）	建築基 区細則	無	
080	建築主等変更届	第2号様式（第5条関係）	建築基 区細則	無	
090	工事監理者届	第3号様式（第5条関係）	建築基 区細則	無	
100	工事施工者届	第4号様式（第5条関係）	建築基 区細則	無	
110	工事取りやめ届	第5号様式（第7条関係）	建築基 区細則	無	
120	建築基準法第12条第5項の規定に基づく軽微な変更説明書			無	法規則第3条の2に該当
130	建築基準法第12条第5項の規定に基づく完了検査追加説明書			無	法規則第4条の3の2関係

確認申請書（昇降機）
（第一面）

建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

江戸川区建築主事 殿

年 月 日

申請者氏名

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

【1. 設置者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
 - 【ホ. 電話番号】
-

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

 - 【ニ. 郵便番号】
 - 【ホ. 所在地】
 - 【ヘ. 電話番号】
-

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

 - 【ニ. 郵便番号】
 - 【ホ. 所在地】
 - 【ヘ. 電話番号】
 - 【ト. 作成した設計図書】
-

【4. 工事施工者】

【イ. 氏名】

【ロ. 営業所名】 建設業の許可（ ）第 号

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【5. 設置する建築物又は工作物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【6. 昇降機の概要】 (番号)

【イ. 種別】

【ロ. 用途】

【ハ. 積載荷重】

【ニ. 最大定員】

【ホ. 定格速度】

【ヘ. その他必要な事項】

【7. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【8. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【9. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 年 月 日 ()

(第 回) 年 月 日 ()

【10. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 設置者が2以上のときは、1欄は代表となる設置者について記入し、別紙に他の設置者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 設置者からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄及び3欄は、代理人又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理人又は設計者の住所を書いてください。
- ④ 3欄は、代表となる設計者並びに申請に係る昇降機に係る他のすべての設計者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤ 4欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- ⑥ 6欄は、複数の昇降機について同時に申請する場合には、申請する昇降機ごとに通し番号を付した上で、第二面には第1番目の昇降機について記入し、第2番目以降の昇降機については、別紙に必要な事項を記入して添えてください。この際には、添付する図面にもその番号を明示してください。
- ⑦ 6欄の「イ」は、「エレベーター」、「エスカレーター」又は「小荷物専用昇降機」の別を、「ロ」は、「乗用」、「寝台用」又は「自動車運搬用」の別を記入し、「ニ」は、乗用エレベーター及び寝台用エレベーターについてのみ記入してください。
- ⑧ 6欄の「へ」は、エスカレーター、小荷物専用昇降機の概要を、また、認証型式部材等製造者が製造した当該認証に係る型式部材等を有する場合は認証番号を記入してください。
- ⑨ 申請に係る昇降機を設置する建築物又は工作物の確認済証番号、確認済証交付年月日及び確認済証交付者が把握できる場合には、10欄に記入してください。
- ⑩ 建築物に関する確認申請と併せて申請する場合には、6欄に記載したものを第二号様式に追加添付すれば、この様式を別途提出する必要はありません。
- ⑪ 計画の変更申請の際は、10欄に変更の概要について記入してください。
- ⑫ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、別紙に記載して添えてください。

計画変更確認申請書（昇降機）
（第一面）

建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による計画の変更の確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

江戸川区建築主事 殿

第 号

年 月 日

申請者氏名

【計画を変更する昇降機の直前の確認】

【確認済証番号】 第 号

【確認済証交付年月日】 年 月 日

【確認済証交付者】

【計画変更の概要】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(注意)

- 1 数字は算用数字を用いてください。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

完了検査申請書

（第一面）

建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

江戸川区建築主事 殿

年 月 日

申請者氏名

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名

【検査を申請する建築物等】

- 建築物 建築設備（昇降機） 建築設備（昇降機以外）
工作物（昇降機） 工作物（法第88条第1項） 工作物（法第88条第2項）

※手数料欄				
※受付欄	※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※検査済証欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

(第四面)

工事監理の状況

	確認を行った 部位、材料の 種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	設計図書の内 容について設 計者に確認し た事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には 建築主に対して 行った報告の内 容)
敷地の形状、高さ、 衛生及び安全						
主要構造部及び主要 構造部以外の構造耐 力上主要な部分に用 いる材料（接合材料 を含む。）の種類、 品質、形状及び寸法						
主要構造部及び主要 構造部以外の構造耐 力上主要な部分に用 いる材料の接合状 況、接合部分の形状 等						
建築物の各部分の位 置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部 分の防錆、防腐及び 防蟻措置及び状況						
特定天井に用い る材料の種類並 びに当該特定天 井の構造及び施 工状況						
居室の内装の仕上げ に用いる建築材料の 種別及び当該建築材 料を用いる部分の面 積						
天井及び壁の室内に 面する部分に係る仕 上げの材料の種別及 び厚さ						
開口部に設ける建具 の種類及び大きさ						

建築設備に用いる材料の種類及びその照合した内容並びに当該建築設備の構造及び施行状況（区画貫通部の処理状況を含む。）						
備 考						

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第 88 条第 1 項に規定する工作物のうち同法施行令第 138 条第 2 項第 1 号に掲げるものにあつては、「工作物（昇降機）」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主、設置者又は築造主が 2 以上のときは、1 欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2 欄に記入してください。
- ③ 2 欄、3 欄及び 5 欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 3 欄、4 欄及び 5 欄は、それぞれ代表となる設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤ 5 欄は、建築士法第 20 条第 5 項に規定する場合（工事監理に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 35 第 1 項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑥ 6 欄は、工事施工者が 2 以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦ 建築物又は工作物の名称又は工事名が定まっているときは、7 欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、1 欄の「ロ」に記入してください。
- ② 2 欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第 10 条各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。
- ③ 2 欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 2 欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。
- ⑤ 3 欄、4 欄及び 5 欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑥ 9 欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦ 10 欄は、軽微な設計変更が 2 以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。
- ⑧ 10 欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- ⑨ 10 欄は、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ⑩ 10 欄は、申請建築物について変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明ら

かなことが確かめられた旨の図書を添えてください。

- ⑪ 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定を11欄又は別紙に記載して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 申請建築物（建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項（建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。）の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。）に関する工事監理の状況について記載してください。ただし、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号イ(3)の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑥ 「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑦ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧ 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑨ 施工図、工場の検査記録その他照合に必要な図書を用いて設計図書と申請建築物との照合を行った場合、「照合内容」に記載した内容に応じ、「照合方法」にその方法を全て記載して下さい。
- ⑩ 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ⑪ 消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2第1項に規定する住宅用防災機器の位置及び種類その他ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑫ 建築基準法施行令第121条の2の規定の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものがある場合には、当該直通階段が木造であるか否かについて、備考欄に記載してください。また、当該直通階段が木造である場合には、（注意）5. ⑨及び⑩を参酌して、当該直通階段に用いる材料の種類並びに当該直通階段の構造、防腐措置及び施工状況に関する照合内容、照合方法並びに照合結果について、併せて同欄に記載してください。
- ⑬ この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

昇降機工事監理状況調書

		確 認 項 目	添付書類
エレベーター	機械室・昇降路	1 機械室に通ずる階段の構造、機械室の出入口の構造は規定どおりである。	
		2 機械室の面積、床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は規定どおりである。	
		3 機械室には換気上有効な開口部又は換気設備が設置されている。	
		4 機械室・昇降路内にはエレベーターに必要な配管設備以外の給水、排水その他の配管設備が設置されていない。	
		5 電動機、制御器、巻上機、ブレーキ等の取付状況、動作等に問題がない。	
		6 受電盤、制御盤等の取付状況は支障が無く、絶縁抵抗値は適切である。	データ
		7 機械室機器・昇降路内の耐震対策は問題がない。	
		8 調速機・非常止め装置の作動及び作動速度は適切である。	データ
		9 主索等は規定どおりで、取付状況に問題がない。	データ
		10 主索の緩み検出装置の作動は適切である。	
	11 頂部すき間、ピット深さは、規定の寸法が確保されている。	データ	
	12 上部・下部リミットスイッチ、頂部・ピット安全距離確保スイッチ等の位置及び作動は適切である。		
	13 昇降路出入口戸のドアインターロックスイッチ、ドアクローザーの作動は適切である。		
	14 緩衝器の取付状況、動作に問題がない。		
	15 ガイドレール、ブラケットの取付状況に問題がない。		
	16 綱車、そらせ車、つり車の取付状況に問題がない。		
	17 つり合おもりの取付状況に問題がない。		
かご	1 かご上・かご内安全スイッチ、かご出入口戸の開閉装置、ドアスイッチ等の作動は適切である。		
	2 かご内には、用途・積載量等を明示した標識が設置されている。		
	3 外部への連絡装置、停電灯設備の作動は適切である。		
	4 昇降路出入口の床先とかごの床先の水平距離、及びかご床先と昇降路壁との水平距離は規定の寸法以下である。	データ	
	5 かごの構造、寸法は規定どおりである。		
	6 はかり装置の作動は、適切である。		

(日本産業規格A列4番)

第四十二号の七様式（第八条の二の二、第八条の二の五及び第八条の二の六関係）（昇降機用）
（A4）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定による
計画通知書（昇降機）
（第一面）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定により計画を通知します。

江戸川区建築主事 殿

第 号
年 月 日

通知者官職

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

（注意）

1. 第2面として別記第8号様式（昇降機用）の第2面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記第8号様式（昇降機用）の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の八様式（第八条の二の五関係）（昇降機用）（A4）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定による
 計画変更通知書（昇降機）
 （第一面）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項又は第4項の規定により計画の変更を通知します。

江戸川区建築主事 殿

第 号
 年 月 日

通知者官職

【計画変更する昇降機の直前の確認】

【確認済証番号】 第 号

【確認済証交付年月日】 年 月 日

【確認済証交付者】

【計画変更の概要】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

(注意)

別記第9号様式（昇降機）の（注意）に準じて記入してください。

第四十二号の十三様式（第八条の二の二関係）（A4）

工事完了通知書
（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第18条第20項又は第23項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

江戸川区建築主事 殿

第 号
年 月 日

通知者官職

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名

【検査を受ける建築物等】

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 建築物 | <input type="checkbox"/> 建築設備（昇降機） |
| <input type="checkbox"/> 建築設備（昇降機以外） | <input type="checkbox"/> 工作物（昇降機） |
| <input type="checkbox"/> 工作物（法第88条第1項） | <input type="checkbox"/> 工作物（法第88条第2項） |

※手数料欄				
※受付欄	※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※検査済証欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

（注意）

1. 第2面から第4面までとして別記第19号様式の第2面から第4面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記第19号様式の（注意）に準じて記入してください。

第1号様式（第4条関係）

確 認
許 可 申 請 取 下 げ 届
認 定

下記の申請は、都合により取り下げたいので、江戸川区建築基準法施行細則第4条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

江戸川区長 殿

申請者 住所

氏 名

記

(1) 申請書提出年月日 及び受理番号	年 月 日 第 号
(2) 敷地の地名地番	江戸川区
(3) 建築物等の用途	
※ 受 付 欄	

- (注意) 1 許可申請及び認定申請（建築基準法第7条の6第2号の認定申請を除く）に係る申請取下げの場合は江戸川区長宛てに、建築確認申請に係る申請取下げの場合は建築主事宛てに提出してください。
2 建築基準法第7条の6第2号の認定申請に係る申請取下げの場合は建築主事宛てに提出してください。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。

(用紙 A4)

建築主等変更届

下記のとおり建築主等を変更したいので、江戸川区建築基準法施行細則第5条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

年 月 日

江戸川区長 殿

建築主等 住所
氏名

記

(1) 建築主等	変更前	住所	電話 ()
		氏名	
	変更後	住所	電話 ()
		氏名	
(2)	確認・許可・認定の 年月日・番号	年 月 日 確認第 年 月 日 許可第 年 月 日 認定第	号 号 号
(3)	敷地の地名地番	江戸川区	
(4)	建築物等の 用途		
(5)	変更の期日 及び理由	変更の期日： 年 月 日 理 由：	
※ 受 付 欄			

- (注意) 1 許可申請及び認定申請(建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請を除く。)に係る建築主等の変更の場合は江戸川区長宛てに、確認申請に係る建築主等の変更の場合は建築主事宛てに提出してください。
- 2 建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請に係る建築主等の変更の場合は建築主事宛てに提出してください。
- 3 建築主等は、建築物にあつては建築主、建築設備にあつては設置者、工作物にあつては築造主を記入してください。
- 4 ※のある欄は、記入しないで下さい。

工 事 監 理 者 届

下記のとおり工事監理者を選任（解任）したので、江戸川区建築基準法施行細則第5条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

江戸川区建築主事 殿

建築主 住 所

氏 名

記

工 事 監 理 者	選 任	工事監理者の区分	代表となる工事監理者・その他の工事監理者		
		工事と照合する設計 図 書			
		資 格	() 級建築士	() 登録第	号
		住 所	電話 ()		
		氏 名			
		建 築 士 事 務 所 の 名 称 及 び 所 在 地	() 級建築士事務所	() 登録第	号
	解 任	工事監理者の区分	代表となる工事監理者・その他の工事監理者		
		工事と照合する設計 図 書			
		資 格	() 級建築士	() 登録第	号
		住 所	電話 ()		
		氏 名			
		建 築 士 事 務 所 の 名 称 及 び 所 在 地	() 級建築士事務所	() 登録第	号
(2) 確 認 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日		確認第	号	
(3) 敷 地 の 地 名 地 番					
(4) 建 築 物 の 用 途					
(5) 解 任 の 期 日 及 び 理 由					
※ 受 付 欄	都	区役所・建築指導事務所	支 庁		

- (注意)
- ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 代表となる工事監理者及び申請に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 選任の場合は、建築士免許証の写しを添えてください。

別紙

選 任	工事監理者の区分	その他の工事監理者
	工事と照合する設計図書	
	資 格	() 級建築士 () 登録第 号
	住 所	電話 ()
	氏 名	
	建築士事務所の名称及び所在地	() 級建築士事務所 () 登録第 号 電話 ()
選 任	工事監理者の区分	その他の工事監理者
	工事と照合する設計図書	
	資 格	() 級建築士 () 登録第 号
	住 所	電話 ()
	氏 名	
	建築士事務所の名称及び所在地	() 級建築士事務所 () 登録第 号 電話 ()
解 任	工事監理者の区分	その他の工事監理者
	工事と照合する設計図書	
	資 格	() 級建築士 () 登録第 号
	住 所	電話 ()
	氏 名	
	建築士事務所の名称及び所在地	() 級建築士事務所 () 登録第 号 電話 ()
解 任	工事監理者の区分	その他の工事監理者
	工事と照合する設計図書	
	資 格	() 級建築士 () 登録第 号
	住 所	電話 ()
	氏 名	
	建築士事務所の名称及び所在地	() 級建築士事務所 () 登録第 号 電話 ()

(日本産業規格A列4番)

工 事 施 工 者 届

下記のとおり工事施工者を選任（変更）したので、江戸川区建築基準法施行細則第5条第3項の規定により届け出ます。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 江戸川区建築主事 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">建築主等 住 所 氏 名</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</div>			
(1) 工 事 施 工 者 更 更 前	選 任 （ 変 更 後 ）	建設業の許可番号	許可（ ）第 号
		住 所	電 話 （ ）
		氏 名	
		工事現場の責任者の資格・住所・氏名	（ ）建築士（ ）登録 第 号
	変 更 前	建設業の許可番号	許可（ ）第 号
		住 所	電 話 （ ）
		氏 名	
		工事現場の責任者の資格・住所・氏名	（ ）建築士（ ）登録 第 号
(2) 確認年月日・番号		年 月 日 確認 第 号	
(3) 敷地の地名地番		江戸川区	
(4) 建築物等の用途			
(5) 解任の期日及び理由		変更の期日： 年 月 日 理 由：	
※ 受 付 欄			

(注意) 1 建築主等の欄は、建築物にあつては建築主、建築設備にあつては設置者、工作物にあつては築造主を記入してください。
 2 ※のある欄は、記入しないで下さい。 (用紙 A4)

工 事 取 り や め 届

下記の工事を取りやめたいので、江戸川区建築基準法施行細則第7条第1項の規定により関係図書を添えて届け出します。

年 月 日

江戸川区建築主事 殿

建築主等 住 所

氏 名

記

(1) 確認・許可・認定 の年月日・番号	年 月 日 年 月 日 年 月 日	確認 第 許可 第 認定 第	号 号 号
(2) 敷地の地名地番	江戸川区		
(3) 建築物等の用途			
(4) 取りやめの内容	\	確 認 許 可 認 定	面 積
	建 築 面 積	m ² m ² m ²	取 り や め 面 積
	延 べ 面 積	m ² m ² m ²	m ² m ² m ²
(5) 取りやめの理由			
※ 受 付 欄			

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないで下さい。
 2 仮使用認定申請に係る工事取りやめの場合は、江戸川区長宛てに提出してください。
 3 許可申請に係る工事取りやめの場合は、江戸川区長宛てに、確認申請に係る工事取りやめの場合は、建築主事宛てに提出してください。
 4 建築主等の欄は、建築物にあつては建築主、建築設備にあつては設置者、工作物にあつては築造主を記入してください。

(用紙 A4)

[資料 04]オンライン申請フォーム集（昇降機確認申請用）

1 LoGo フォーム

LoGo フォームは、地方公共団体システム機構（J-Lis）に登録された、LGWAN-ASP サービスです。

区民や事業者の方々は、インターネット回線（スマートフォンやパソコン）を利用して、電子申請サービスに登録されたサービスを利用（申請書の送付等）することができます。

一方、区職員は、LGWAN 回線にて申請内容の確認や、内容に不備があれば差戻しをしたり、審査の決定通知を送ったりすることができます。

また、キャッシュレス決済や xID による本人認証等を行うことができ、幅広い電子申請化を実施することができます。

2 各種フォーム

次に関連する書類の提出は、LoGo フォームで手続きできます。

- ・ 定期調査報告（特定建築物）
- ・ 定期検査報告（防火設備、建築設備、昇降機等）
- ・ 長期優良住宅（長期優良住宅法）
- ・ 低炭素住宅（エコまち法）
- ・ 性能向上計画（建築物省エネ法）
- ・ 省エネ基準適合判定（建築物省エネ法）
- ・ 昇降機確認申請（建築基準法）
- ・ 建築設備に関連すること

上記は建築指導課設備係で事務担当しています。

手続フォームは次のとおりです。

なお、建築指導課では、上記以外のオンライン申請を取り扱っています。

2-1 [R7 設備係 01]連絡フォーム

申請者と建築指導課設備係で相互連絡（送受信）ができます。

- ・ 連絡文
- ・ 書類（PDF）
- ・ 画像（gif、jpg など）

次の連絡事項が対象です。

- ・ 「長期優良住宅認定申請」の連絡
- ・ 「低炭素建築物認定申請」の連絡
- ・ 「定期報告基本台帳連絡票」の連絡
- ・ 「相談票（建築設備）」の連絡
- ・ 上記以外の連絡



フォーム説明

項目ID: 2

▼申請者と建築指導課設備係で相互連絡（送受信）ができます。

- (1)連絡文
- (2)書類 (PDF)
- (3)画像 (gif、jpgなど)

▼メール感覚で利用ください。

項目ID: 53

▼備考

- (1)このフォームでの申請者とは、電子申請サービス「LoGoフォーム」を利用して送受信事務を行う方のことです。
- (2)送信後は申請状況（1「受付」、2「対応中」、3「補正依頼」、4「対応完了」）を随時照会できますので、確認してください。

項目ID: 67

[送信後の申請状況照会 \(説明PDF\)](#)

項目ID: 55

▼担当

江戸川区 都市開発部 建築指導課 設備係

Q1. 申請者の情報 必須

項目ID: 10

氏名

氏 必須

名 必須

0 / 64

0 / 64

電話番号

電話番号

0 / 15

メールアドレス

メールアドレス 必須

メールアドレス (確認) 必須

0 / 128

0 / 128

項目ID: 71

▼電話番号は任意記入です。

(電話連絡が想定または必要とされる場合に記入)

Q2. 連絡事項 必須

項目ID: 22

※①～⑤から1つ選択します 必須

- ① 「長期優良住宅認定申請」の連絡
- ② 「低炭素建築物認定申請」の連絡
- ③ 「定期報告基本台帳連絡票」の連絡
- ④ 「相談票（建築設備）」の連絡
- ⑤ 「①～④以外」の連絡

項目ID: 72

▼①、②の補足説明

- ・申請事務担当者の情報を区に通知する場合に選択
→通知により出来ること：区（設備係）からの補正依頼の受信、認定通知交付のお知らせの受信
- ・申請後審査で補正依頼（文字訂正、書類追加）に対応した書類を区に送付する場合に選択

▼③の補足説明

- ・作成した「定期報告基本台帳連絡票」（整理番号取得の申請書類）を区に送付する場合に選択
→後日、区から整理番号が返信されます

▼④の補足説明

- ・作成した「相談票（建築設備）」を区に送付する場合に選択
→後日、区から回答票が返信されます

Q3. 連絡文

項目ID: 57

※任意記入 ▼区に知らせたいこと

0 / 60000

Q4. 書類（PDF）

項目ID: 4

※任意添付 ▼区に提出するPDFファイル

※添付した場合は、ここに書類名称を記入します

「認定申請」に関する書類は、認定番号や受付番号も記入します

0 / 60000

項目ID: 62

PDF-1



項目ID: 63

PDF-2



項目ID: 64

PDF-3



項目ID: 65

PDF-4



項目ID: 68

PDF-5



項目ID: 69

PDF-6



Q5. 画像

項目ID: 59

※任意添付 ▼区に提出する画像ファイル

※添付した場合は、ここに画像名称を記入します

0 / 60000

項目ID: 60

画像-1



項目ID: 61

画像-2



項目ID: 70

画像-3



(Q4、Q5注意事項)

項目ID: 58

アップロード制限 10MB×10個

画像形式 gif、jpg、jpeg、png

送信後の申請状況照会

1 申請後の受信メール（例）

件名：送信完了-[R7 設備係 01]連絡フォーム[受付番号：DA11118888]

送信のフォームは建築指導課設備係で対応します。

申請状況（1～4のとおり）は随時照会できますので、確認してください。

- 1 「受付」：送信のフォームが、区メールフォルダに到着（受付）されています。
- 2 「対応中」：区が事務処理（内容確認・審査、情報整理、決裁、収受）しています。
- 3 「補正依頼」：内容に不備があり、区が申請者に補正を依頼しています。通知メールが来ます。
- 4 「対応完了」：区の事務処理が完了しています。通知メールは来ません。

区の事務処理が完了すると申請状況が「対応完了」となります。

フォーム名：[R7 設備係 01]連絡フォーム
受付番号：DA11118888

申請状況は以下の URL で随時照会できます。

<https://logoform.jp/status/inquiry/A-licAE2xKMQbGS2zEm6NBtCTSSAwcel-ahoSFF7gnQ>

receipt num=DA11118888

パスワード：Edo111xxxxxx

URL にアクセスした際、パスワードの入力を求められますので、上記パスワードを入力してください。

以下入力内容です。

（略）

2 申請状況の URL で随時照会（例）

申請状況照会フォーム

お客様の申請状況を確認するためには、お控えいただいている受付番号とパスワードを入力して紹介ボタンを押してください。

受付番号
DA11118888

パスワード
Edo111xxxxxx

申請状況照会フォーム

照会状況
ご入力いただいた受付番号の申請が見つかりました。
受付番号：DA11118888
現在の申請状況：受付
（対応中）
（補正依頼）
（対応完了）

副本提出が必要ない副本への区受付印の押印を希望する場合

申請書類の関係規定で副本の提出、申請者に返却が明記されている場合、区は提出された副本に区受付印を押印し申請者に返却します。

しかし、副本の提出を必要としない手続きにおいても、申請者が同様の対応を希望し提出された場合、区は慣例として押印し申請者に返却しています。

手続は次のとおりですので、準備・対応ください。

なお、副本提出要否に係わらず書類提出記録として、副本保管を推奨します。

1 手続方法

(1) 郵送で申請、郵送で副本受取

申請時に次を区に郵送します。

- ・申請書類（正本、副本）
- ・副本受取用郵送資材（宛先明記、封筒切手貼付もしくはレターパック）

(2) 窓口で申請、窓口で副本受取

申請時に次を窓口提出します。

区收受可能な書類であれば、短時間で押印し申請者に返却します。

- ・申請書類（正本、副本）

(3) オンライン申請

オンライン申請では、副本への区受付印の押印と返却は行っていません。

2 区受付印サンプル



3 備考

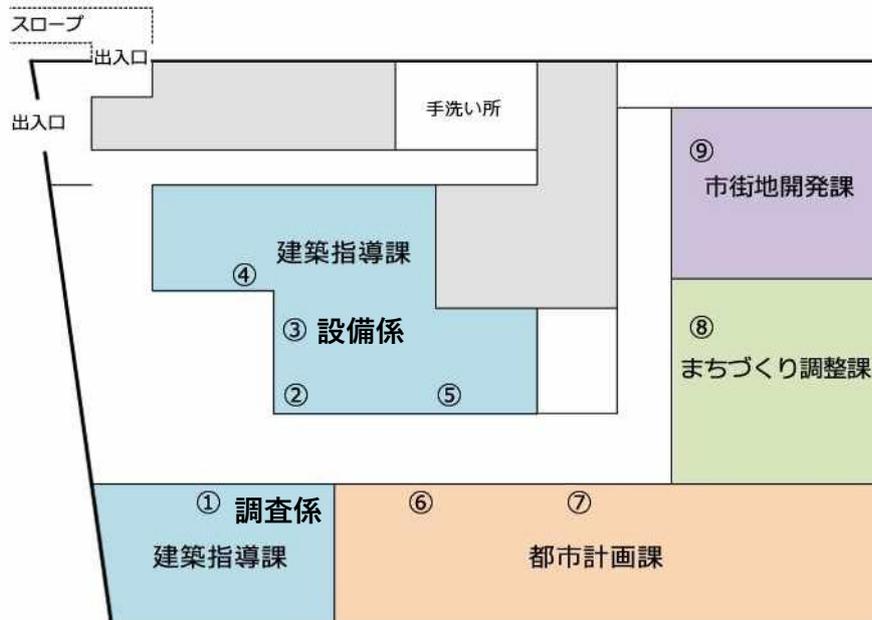
建築設備改善済報告書、昇降機等改善工事完了届は別途対応となります。

[資料 05]

江戸川区役所第三庁舎 1階 建築指導課



第三庁舎1階



※ 上図は区ホームページから抜粋

[資料06] 通知様式集（昇降機確認申請）

番号	書類名称	様式名称	規定	申請 手数料 有無	備考
01	建築基準法第6条第1項の規定による確認済証	第五号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）	建築基 法規則	・	主事→申請者
02	建築基準法第6条第4項に規定する期間を延長する旨の通知書	第五号の二様式（第二条関係）	建築基 法規則	・	主事→申請者
03	建築基準法第6条第7項の規定による適合しない旨の通知書	第六号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）	建築基 法規則	・	主事→申請者
04	建築基準法第6条第7項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書	第七号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）	建築基 法規則	・	主事→申請者
05	検査済証を交付できない旨の通知書	第二十号の二様式（第四条の三の二関係）	建築基 法規則	・	主事→申請者
06	建築基準法第7条第5項の規定による検査済証	第二十一号様式（第四条の四関係）	建築基 法規則	・	主事→申請者
07	建築基準法第18条第3項の規定による確認済証	第四十二号の三様式（第八条の二の五及び第八条の二の六関係）	建築基 法規則	・	主事→申請者（国等）
08	建築基準法第18条第14項の規定による期間を延長する旨の通知書	第四十二号の四様式（第八条、第八条の二の二関係）	建築基 法規則	・	主事→申請者（国等）
09	建築基準法第18条第15項の規定による期間を延長する旨の通知書	第四十二号の五様式（第八条の二の二、第八条の二の五及び第八条の二の六関係）	建築基 法規則	・	主事→申請者（国等）
10	建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書	第四十二号の六様式（第八条の二の二、第八条の二の五及び第八条の二の六関係）	建築基 法規則	・	主事→申請者（国等）
11	検査済証を交付できない旨の通知書	第四十二号の十五様式（第八条の二の二関係）	建築基 法規則	・	主事→申請者（国等）
12	建築基準法第18条第22項の規定による検査済証	第四十二号の十六様式（第八条の二の二関係）	建築基 法規則	・	主事→申請者（国等）

第五号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）（A4）

建築基準法第6条第1項の規定による
確認済証

第 号
令和 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

建築主事

下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第五号の二様式(第二条関係)(A4)

建築基準法第6条第4項に規定する期間を延長する旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

建築主事

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第4項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第6項の規定により通知します。

記

1. 申請年月日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
(理由)

(延長する期間)

(備考)

建築基準法第6条第7項の規定による適合しない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

建築主事

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、江戸川区建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に江戸川区長を被告として(訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(理由)

建築基準法第6条第7項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

建築主事

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項(同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第7項(同法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
(理由)

(備考)

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示)

1. この処分不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、江戸川区建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2. 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に江戸川区長を被告として(訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消の訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても決裁がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。③その他決裁を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第二十号の二様式(第四条の三の二関係)(A4)

検査済証を交付できない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

建築主事

下記による工事は、建築基準法第7条第4項(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、下記の理由により同法第7条第5項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、江戸川区建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に江戸川区長を被告として(訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
6. 検査年月日 年 月 日

(理由)

(備考)

第二十一号様式(第四条の四関係)(A4)

建築基準法第7条第5項の規定による検査済証

第 号
令和 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

建築主事

下記に係る工事は、建築基準法第7条第4項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
6. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定
7. 検査年月日 年 月 日

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の三様式(第八条の二の二、第八条の二の五及び第八条の二の六関係)(A4)

建築基準法第18条第3項の規定による確認済証

第 号
令和 年 月 日

国の機関の長等 様

建築主事

下記の計画は、建築基準法第18条第3項(同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け第 号
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

第四十二号の四様式(第八条の二の二関係)(A4)

建築基準法第 18 条第 14 項の規定による期間を延長する旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

国の機関の長等 様

建築主事

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第 18 条第 3 項に規定する期間内に確認済証を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第 14 項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け第 号
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
(理由)

(延長する期間)

(備考)

建築基準法第 18 条第 15 項の規定による適合しない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

国の機関の長等 様

建築主事

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第 18 条第 15 項(同法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項)の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、江戸川区建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して 6 か月以内に江戸川区長を被告として(訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(理由)

建築基準法第 18 条第 15 項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

国の機関の長等 様

建築主事

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第 18 条第 15 項(同法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項)の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第 18 条第 15 項(同法第 87 条第 1 項、第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
(理由)

(備考)

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示)

1. この処分不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、江戸川区建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2. 上記 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に江戸川区長を被告として(訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても決裁がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。③その他決裁を経ないことにつき正当な理由があるとき。

検査済証を交付できない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

国の機関の長等 様

建築主事

下記に係る工事は、建築基準法第 18 条第 21 項(同法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、下記の理由により同法第 18 条第 22 項(同法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、江戸川区建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して 6 か月以内に江戸川区長を被告として(訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 年 月 日
3. 確認済証交付者
4. 建築場所、設置場所又は築造場所
5. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
6. 検査年月日 年 月 日
7. 委任した建築主事等職氏名
(理由)

(備考)

第四十二号の十六様式(第八条の二の二関係)(A4)

建築基準法第 18 条第 22 項の規定による検査済証

第 号
令和 年 月 日

国の機関の長等 様

建築主事

下記に係る工事は、建築基準法第 18 条第 21 項(同法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による検査の結果、同法第 18 条第 22 項(同法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号 第 号
2. 確認済証交付年月日 年 月 日
3. 建築場所、設置場所又は築造場所
4. 検査を行った建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
5. 検査年月日 年 月 日

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

電子版は、江戸川区ホームページの該当項目を参照ください。

江戸川区ホームページ>まちづくり・環境>建築に関すること>建築確認・検査・施工計画>設備



昇降機確認申請の手引き（令和 8 年 3 月）

江戸川区都市開発部建築指導課設備係

電話：03-5662-0749

初版：令和 8 年 3 月

改定：令和 一 年 一 月